

様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	三郷町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html">http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html</a>

執行機関名 三郷町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	7	
番号法別表第2の項	9	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月三郷町条例第31号)別表第1 第1の項 三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年十二月法律第百六十四号)	三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もつて子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号) 三郷町子ども医療費助成条例施行規則(昭和49年3月三郷町規則第7号) 奈良県子ども医療費助成事業補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号)第2条 奈良県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号)第2条の規定による証明書の交付又は医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 二	三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号)第2条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 一	三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号)第2条
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 八	奈良県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	奈良県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	三郷町子ども医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第11号)第2条の規定による証明書の変更又は更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 八	奈良県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--